

琉球大学観光産業科学部規程

(平成19年12月25日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、琉球大学学則(1972年3月27日制定。以下「学則」という。)に定めるもののほか、琉球大学観光産業科学部(以下「本学部」という。)の授業科目、単位、履修方法 その他必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第2条 本学部は、本学が目指す「地域特性と国際性を併せ持つ大学」の一組織として、沖縄及びアジア太平洋地域の観光及び独自の産業特性に焦点をあて、持続的発展に資する観光科学と経営学の教育研究を推進し、国際的に通用する実践型人材の育成を目指すとともに、学術的研究成果を社会に還元することを目的とする。

(教育研究活動の状況の公表)

第3条 本学部は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(学科及び昼夜開講制)

第4条 本学部には、観光科学科及び産業経営学科を置く。

2 各学科に、主として昼間において授業を行うコース(以下「昼間主コース」という。)と産業経営学科に主として夜間において授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

第5条 各学科には、次の分野もしくは領域に教員が配置されるものとする。

学 科	分 野 ・ 領 域
観光科学科 (分 野)	ツーリズム・ビジネス、 ツーリズム・ディベロップメント ツーリズム・リソース・マネジメント
産業経営学科 (領 域)	経営学、 マーケティング、 会計学

(昼夜間主コース等の変更)

第6条 昼夜間主コースの変更については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程(1972年3月27日制定)を準用する。

(授業科目の区分、履修方法等)

第7条 専門教育の授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

2 各学科の授業科目の種類及び履修方法は、別表のとおりとする。

(授業科目の公示及び成績評価)

第8条 各学期に開講する授業科目、授業時間、単位数及び担当教員は、学期の始めに公示する。ただし、臨時に開講する授業科目については、この限りでない。

2 成績評価についてはシラバスに記載し、それに基づいて実施する。ただし、臨時に開講する授業科目については、この限りではない。

(単位の計算方法)

第9条 専門教育の授業科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験及び実習については、45時間の授業をもって1単位とする。ただし、教育上必要があると認める場合には、30時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認める場合には、これらに必要な学修を考慮して、単位数を定めるものとする。

3 前2項に基づく各授業科目の単位数及び週時間については、別表のとおりとする。

(卒業の要件)

第10条 卒業するには、本学に4年以上在学し、別表に定める単位を修得しなければならない。

2 学則第29条の2の規定に基づく第3年次特別編入学者の卒業の要件は、前項の修業年限にかかわらず、本学に2年以上在学し、前項の表に掲げる単位数(第3年次特別編入学以前に在学していた大学、短期大学及び高等専門学校等で修得した単位のうち、本学の卒業要件に係る単位数のうちの一部として換算する単位(以下「換算単位」という。)を含む。)を修得しなければならない。この場合における換算単位については、教授会において判定する。

(卒業の判定)

第11条 卒業資格の判定は、教授会が行う。

(教員免許)

第12条 本学部学生で、教育職員免許法(昭和24年5月31日法律第147号)

に基づく教員の免許状を取得しようとする者は、教科に関する科目及び教職に関する科目について、所要の単位を修得しなければならない。

(転学)

第13条 本学部の学生で、他大学へ転学を希望する者があるときは、指導教員及び学部長を経て学長の許可を得なければならない。

(編入学)

第14条 編入学については、琉球大学編入学規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(第3年次特別編入学)

第15条 第3年次特別編入学については、琉球大学編入学規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(転入学)

第16条 転入学については、琉球大学転入学規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(再入学)

第17条 再入学については、琉球大学再入学規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(転学部、転学科等)

第18条 転学部及び転学科については、琉球大学転学部、転学科、転課程に関する規程（1972年3月27日制定）の定めるところによる。

(研究生)

第19条 研究生については、琉球大学研究生規程（昭和56年11月28日制定）の定めるところによる。

(科目等履修生)

第20条 科目等履修生については、琉球大学科目等履修生規程（平成5年10月12日制定）の定めるところによる。

(外国人学生)

第21条 外国人学生については、琉球大学外国人学生規程（昭和53年12月2日制定）の定めるところによる。

(留学等及び特別聴講学生)

第22条 留学等及び特別聴講学生については、琉球大学留学等及び特別聴講学生に関する規程（昭和48年3月23日制定）の定めるところによる。

(特別の課程の履修証明)

第23条 本学部は、文部科学大臣の定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

(指導教員)

第24条 学生の勉学その他の相談に応ずるため、各学科の年次ごとに指導教員を置く。

(教育内容等の改善のための組織的な研修)

第25条 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

附 則（平成20年4月1日）

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日に法文学部産業経営学科及び観光科学科に在学していた学生に係る卒業に必要な取得単位数に関しては、なお従前のおりとする。
- 3 この規程の施行前に、法文学部教授会において審査及び合格判定された学生については、この規程により審査及び合格判定されたものとみなす。

附 則（平成22年2月5日）

この規程は、平成22年2月5日から施行する。

附 則（平成24年1月25日）

この規程は、平成24年4月1日から施行する。